

1 調査名称：奥州市都市計画道路網見直し業務

2 調査主体：奥州市

3 調査圏域：奥州市域

4 調査期間：平成 28 年 7 月 22 日～平成 29 年 3 月 30 日

5 調査概要：

本市の都市計画道路の骨格は、個別の都市計画道路の変更はあるものの昭和 50 年代に全体見直しにより計画決定（水沢区：S57 年、江刺区：S56 年、前沢区：S53 年）されたものであり、30 年以上道路網の骨格の見直しを行っていない状況である。

都市計画道路とは、都市の将来像を誘導するとともに、将来交通需要に対応して計画されるものであり、その整備は長期間を要するものであるが、その一方で長い間制限をかけながらも未整備となっている路線も見られる。こういった状況から社会情勢の変化を踏まえてその必要性を検証することを目的とするものである。

I 調査概要

1 調査名：奥州市都市計画道路網見直し業務

2 報告書目次

第1章 業務概要

- 1.1. 業務の目的
- 1.2. 業務の概要
- 1.3. 業務のフローチャート

第2章 過年度業務の概要

- 2.1. 業務の経緯
- 2.2. 都市計画道路見直しの流れ
- 2.3. 平成26年度業務の概要
- 2.4. 平成27年度業務の概要

第3章 見直し路線の抽出

- 3.1. STEP1 から STEP3 までの結果
- 3.2. 各路線の総合判断
- 3.3. 総合判断の結果位置図

第4章 住民説明会の資料作成・補助

- 4.1. 住民説明会資料の作成
- 4.2. 住民説明会の実施

第5章 パブリックコメントの実施

- 5.1. パブリックコメントの実施概要
- 5.2. パブリックコメントの実施結果

第6章 住民説明会およびパブリックコメントでの意見への対応

- 6.1. 意見への対応一覧

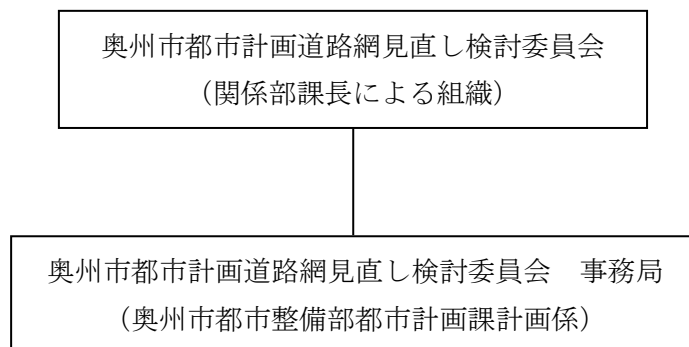
第7章 見直し路線の選定

- 7.1. 見直し路線の選定
- 7.2. 見直し路線の選定結果

第8章 今後の課題

- 8.1. 関係機関との協議
- 8.2. 都市計画変更資料の作成

3 調査体制



4 委員会名簿等

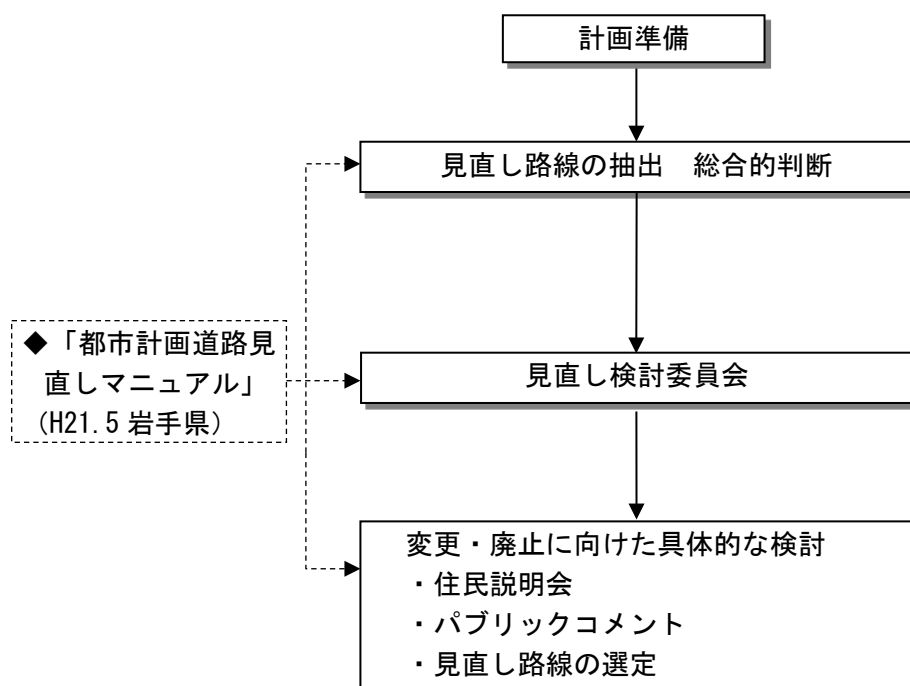
奥州市都市計画道路網見直し検討委員会
総務企画部長
政策企画課長
商工観光部長
商業観光課長
企業振興課長
農林部長
農政課長
農地林務課長
都市整備部長
土木課長
維持管理課長
水沢総合支所長
江刺総合支所長
江刺地域整備課長
前沢総合支所長
前沢地域整備課長

II 調査成果

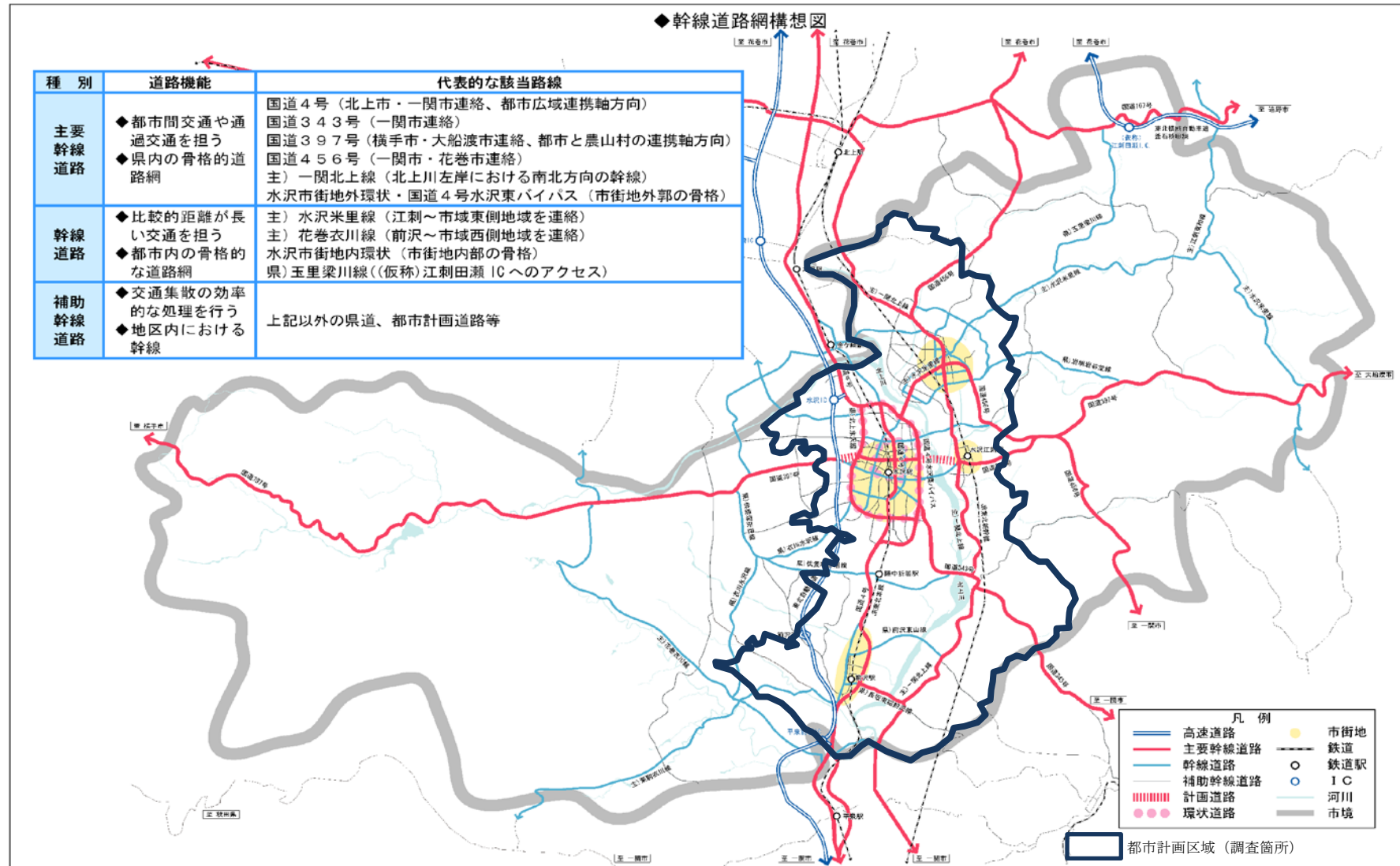
1 調査目的

奥州市内の都市計画道路の再検証路線の現状分析、将来交通予測、整備効果の検証を行い、市内の長期未着手都市計画道路の見直しの方向性を検証することを目的とする。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

・見直し路線の抽出

1.1. STEP1 から STEP3 までの結果

平成 26 年度及び平成 27 年度に実施した、step1 から step3 の抽出結果を次頁の表 1 に示す。抽出の結果、見直し路線は 7 路線である。

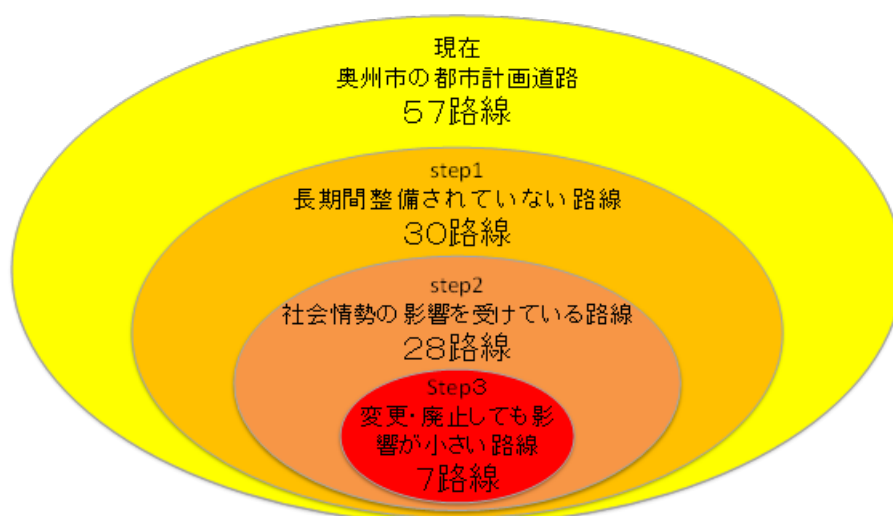


図 1 各 STEP の絞り込みイメージ

1.2. 各路線の総合判断

上記の7路線において、見直しの可能性および見直しを行う区間の検討を行った。各路線の検討結果を表2に示す。

表2 各路線の総合判断の結果

路線名	現状および課題	検討結果
斎ノ神玉貫線	<p>県道235号（根岸西鍛冶屋線）から国道4号（水沢流通団地口西交差点）までと水沢流通団地西側から終点までの区間が未整備となっている。</p> <p>計画決定当初は、水沢区の外環状道路としての位置付けであったが、現在未整備の区間は国道4号と平行しており必要性が問われている。</p>	<p>都市計画マスタープランでは、起点から国道4号との交差点までが主要幹線道路として上位計画に位置付けられているため、現在未整備である県道235号（根岸西鍛冶屋線）から国道4号までの区間は存続とする。</p> <p>上記区間より北側の国道4号と並行する区間は、国道4号で機能を代替可能のため廃止とする。</p> <p>水沢流通団地西側から終点までの区間は、宅地等の開発の予定がないため廃止とする。</p>
花園町前田線	<p>現在は、全線未整備の状態である。</p> <p>計画決定当初は、水沢駅西口から国道4号への迂回路としての位置付けであった。</p>	<p>現在利用している三本木東中通り線を利用することで、機能を代替可能なため都市計画道路としての位置付けは廃止とする。</p>
道合宿線	<p>国道343号と重複し現在事業中である水沢東バイパスとの交差点付近と、国道343号から分岐する地点から終点までが現在未整備となっている。</p> <p>計画決定当初は、国道343号の迂回路として計画された。</p>	<p>現在事業中の水沢東バイパス付近の未整備区間は、水沢東バイパスの整備と整合を図りながら計画するため存続とする。</p> <p>国道343号から分岐する地点から終点までの区間については、国道343号と平行しており廃止による交通渋滞等の影響も少ないため、都市計画道路としての位置付けを廃止する。</p>
落合松長根線	<p>起点から中堰観音堂沖線までが未整備である。</p> <p>計画決定当初は、江刺区市街地西側の外郭をなし、工業団地へ抜ける幹線道路としての位置付けであったが、起点から中堰観音堂沖線までの区間においては宅地化が進んでいない。</p>	<p>下惣田境畑線との交差点から北側の区間を存続路線とし、江刺区市街地西側の外郭道路の位置付けとする。</p> <p>起点から下惣田境畑線までの区間は、都市計画道路としての位置付けは廃止とする。</p>
川原崎下川原線	<p>現在は、全線未整備の状態である。</p> <p>計画決定当初は、江刺区の外周道路としての位置付けだったが、人口減少や周辺路線の整備により必要性が問われている。</p>	<p>外周道路としての機能は、本町下川原線と落合松長根線により代替が可能であるため都市計画道路としての位置付けは廃止とする。</p> <p>ただし、本町下川原線から県道8号（新小路餅田線）への接続を考慮し、本町下川原線との交差点から終点までの区間は存続とする。</p>
池向八日市線	<p>現在は、全線未整備の状態である。</p> <p>計画決定当初は、江刺区西部の補助幹線道路として計画されていたが、周辺路線の整備により必要性が問われている。</p>	<p>江刺区の南北を結ぶ路線ではあるが、三百刈田天神堂線や落合松長根線により代替可能なため都市計画道路としての位置付けは廃止とする。</p>
中央線	<p>起点のから前沢駅前（駅通線）までは既に整備が完了しているが、南側の終点までの区間が現在未整備の状態である。</p> <p>計画路線上には宅地が多く、整備には費用が大きくなることが予想される。</p>	<p>JRの線路を挟んだ東西の連絡に課題があるため、現在整備されている前沢駅前（駅通線）から県道237号（五十人町赤生津橋線）までの計画を存続とする。</p> <p>県道237号（五十人町赤生津橋線）以南については、都市計画道路としての位置付けを廃止する。</p>

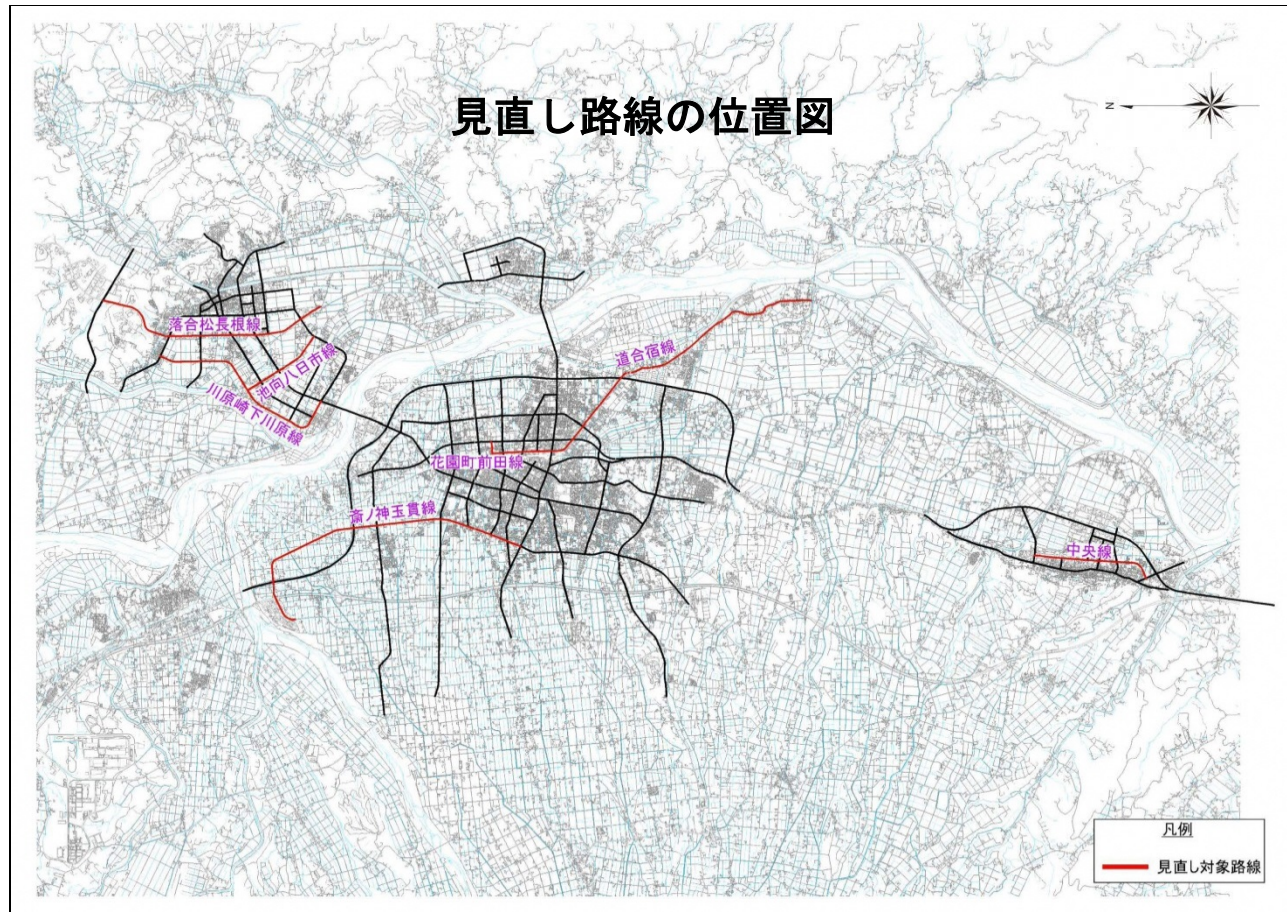


図 1 見直し路線の位置図

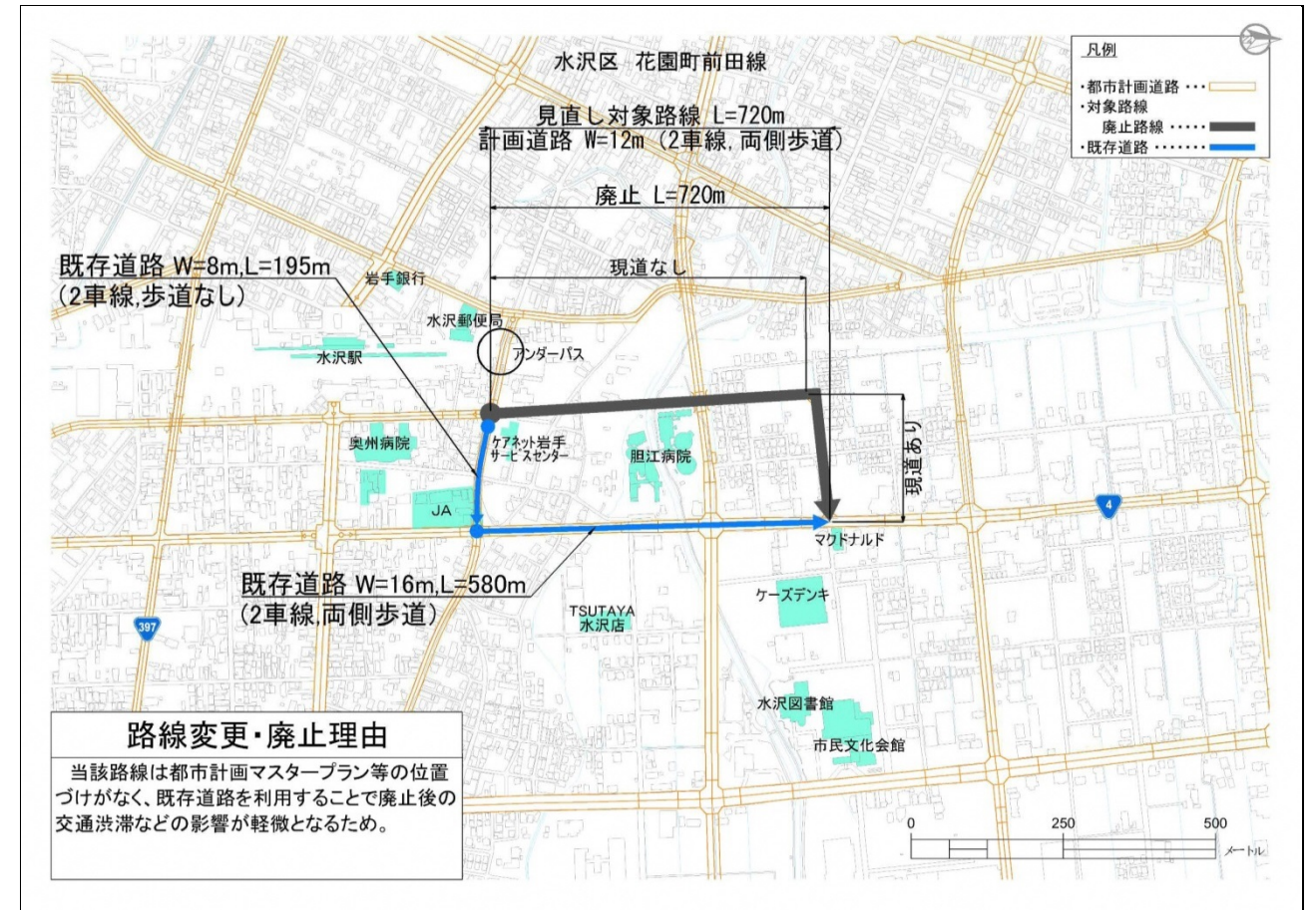


図 4 水沢区_花園町前田線

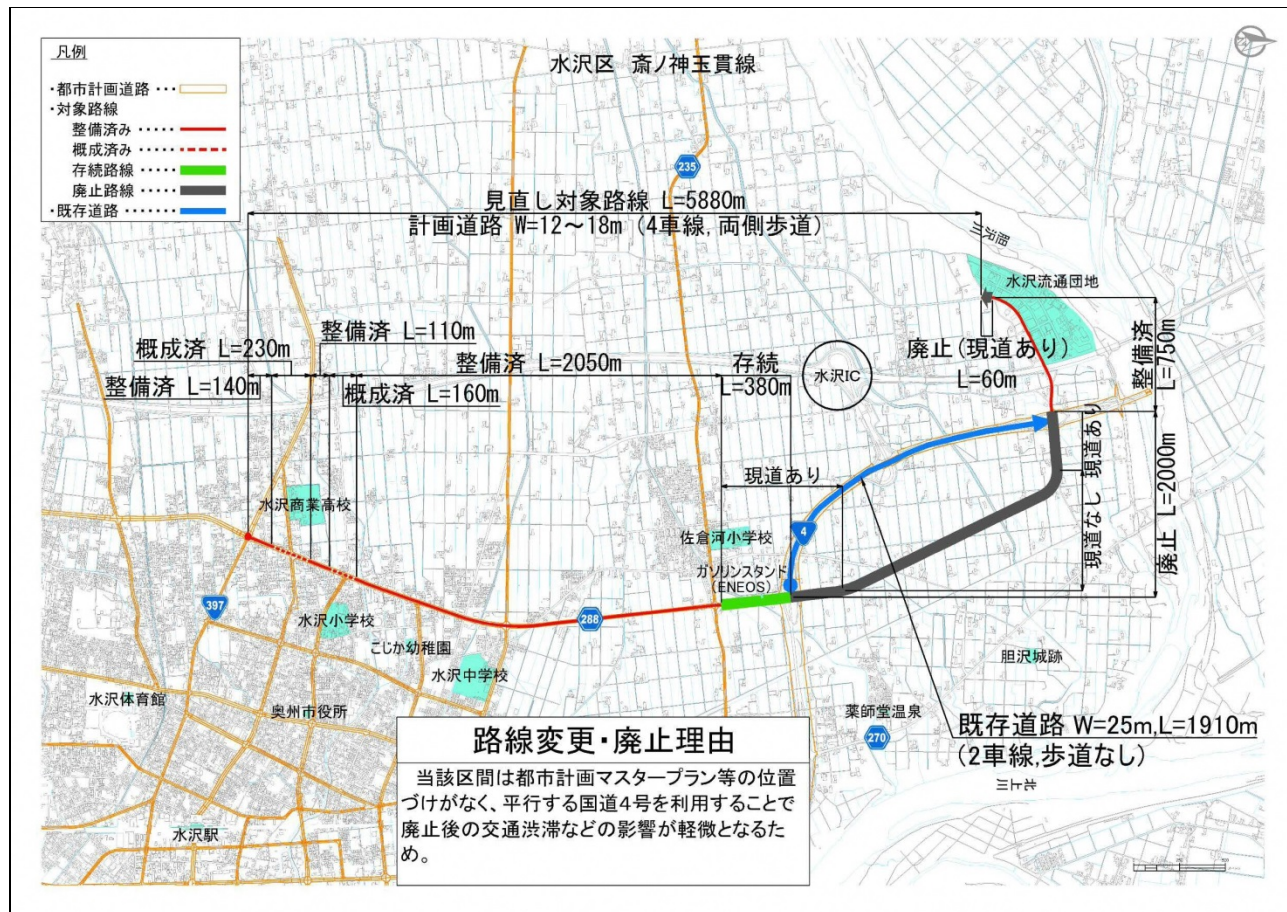


図 2 水沢区_斎ノ神玉貫線

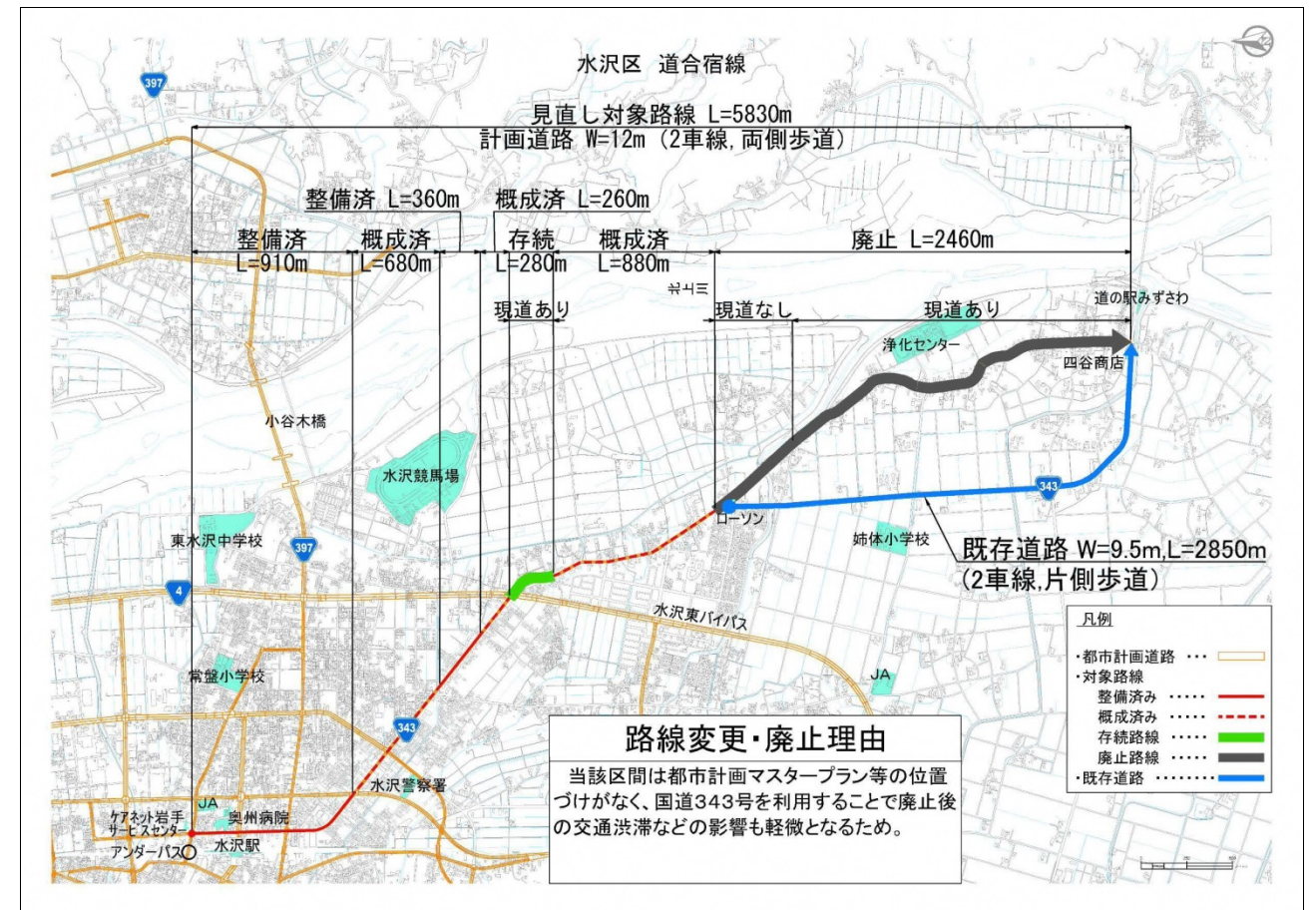


図 3 水沢区_道合宿線

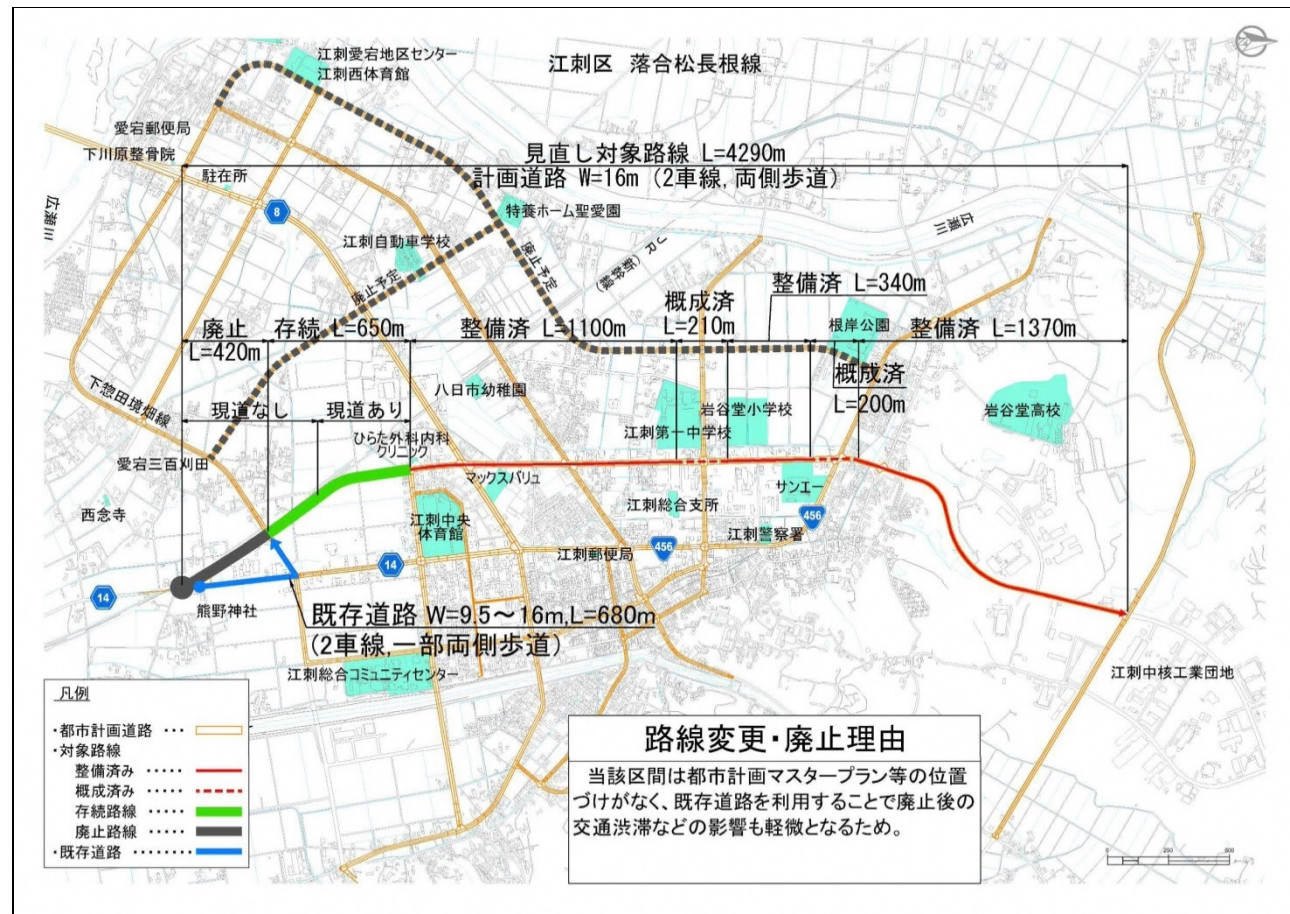


図 4 江刺区_落合松長根線

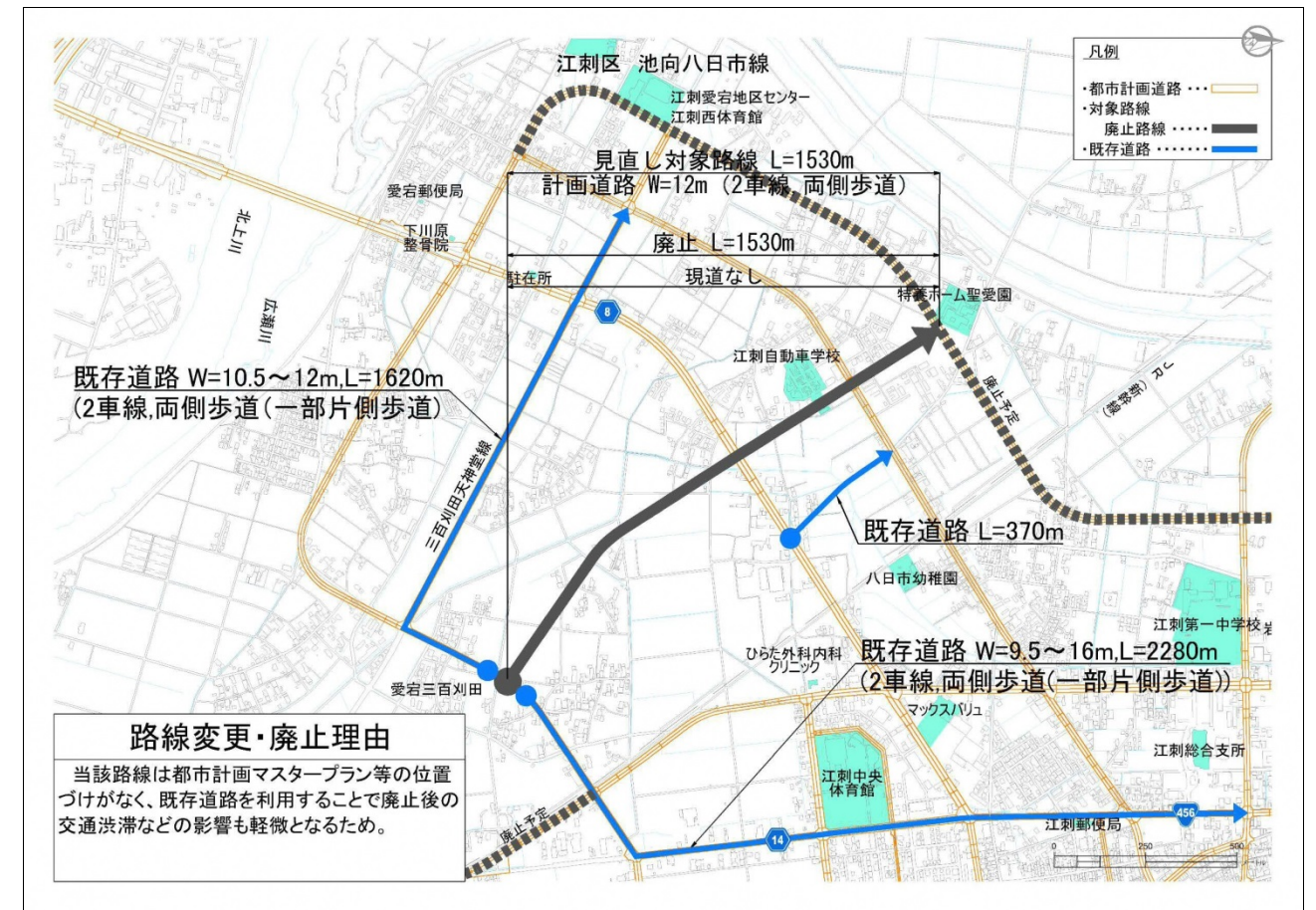


図 6 江刺区_池向八日市線

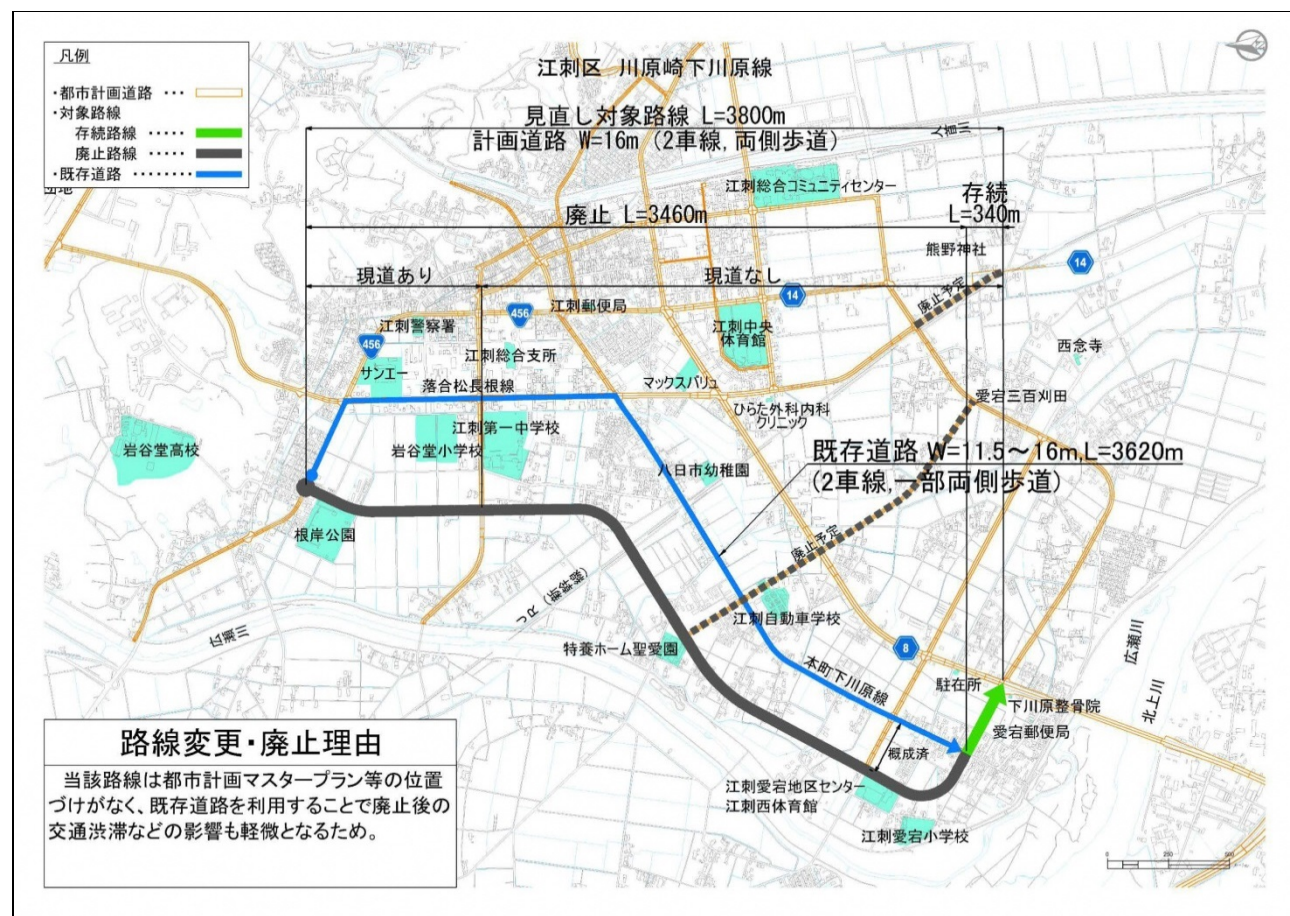


図 5 江刺区_川原崎下川原線

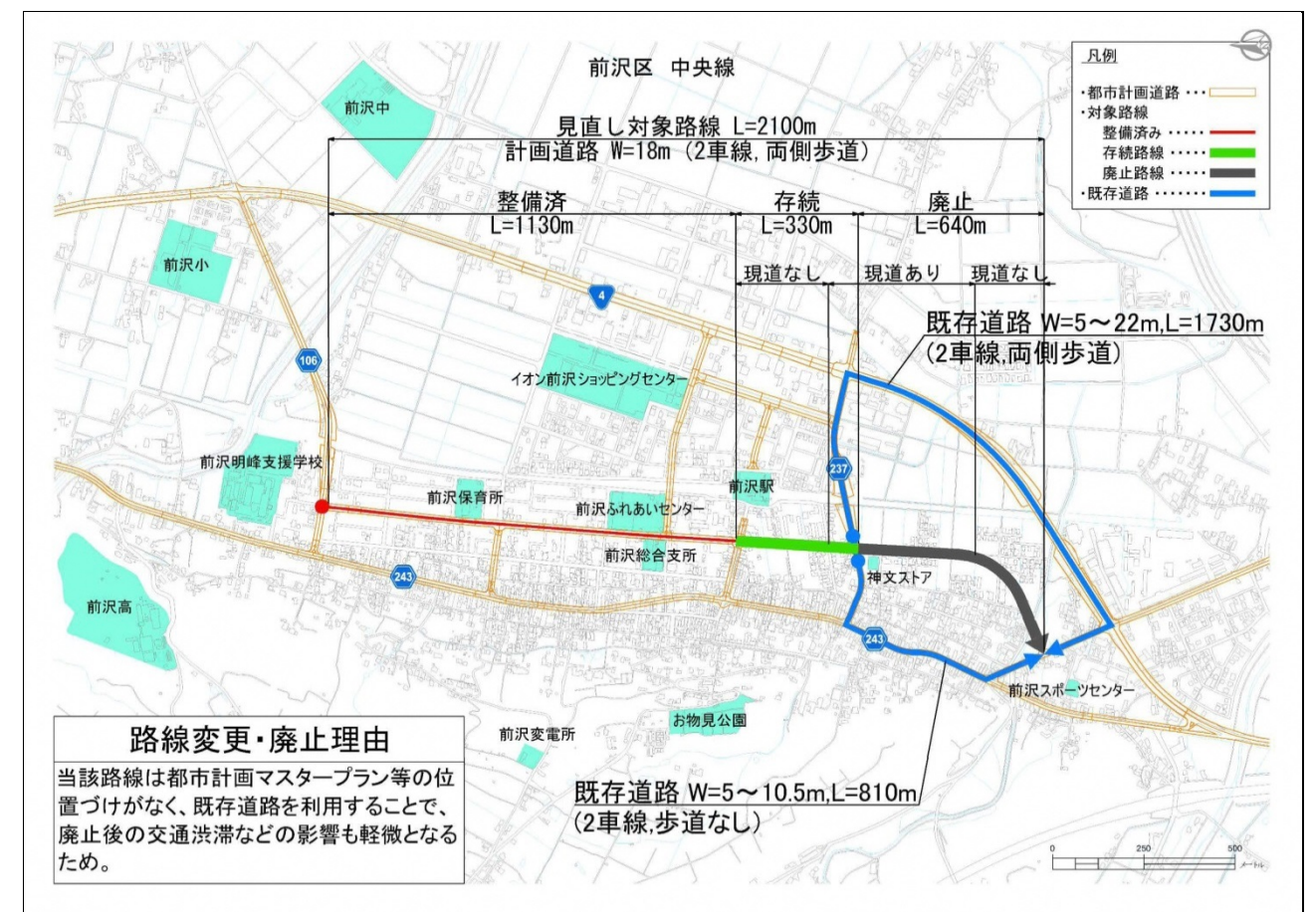


図 7 前沢区_中央線

・住民説明会の開催

1.3. 住民説明会資料の作成

住民説明会資料として、以下の7資料を作成した。

住民説明会資料	備考
① 説明会スライド	—
② 見直し対象路線の詳細図	路線ごと作成
③ 配付資料	説明会ごと作成
④ 説明会原稿	スライド原稿、詳細図原稿の作成
⑤ 想定質問一覧	—
⑥ STEP1～3 カルテ	—
⑦ バックデータ	—

1.4. 住民説明会の実施

説明会の概要

住民説明会は、水沢区3回（路線毎に1回）、江刺区1回、前沢区1回の合計5回実施した。説明会の実施概要を以下に示す。

表 3 住民説明会の実施概要

地区	前沢区	江刺区	水沢区 1回目	水沢区 2回目	水沢区 3回目
路線名	中央線	落合松長根線 川原崎下川原線 池向八日市線	齊ノ神玉貫線	花園町前田線	道合宿線
日時	2月21日 火曜日 18時30分 ～ 19時20分	2月23日 木曜日 18時30分 ～ 19時35分	2月27日 月曜日 18時30分 ～ 19時20分	2月28日 火曜日 18時30分 ～ 19時20分	3月1日 水曜日 18時30分 ～ 19時30分
会場	前沢総合支所 401大会議室	岩谷堂地区 センター 会議室	佐倉河地区 センター 会議室	常盤地区 センター 和室	姉体地区 センター 和室
参加者数 (対象者数)	38名 (60)	50名 (156)	25名 (49)	9名 (22)	36名 (134)

・パブリックコメントの実施

1.5. パブリックコメントの実施概要

抽出した、見直し路線7路線についてパブリックコメントを実施した。パブリックコメント実施の概要を下表に示す。

表 4 パブリックコメントの実施概要

応募期間	平成 29 年 2 月 24 日（金）～平成 29 年 3 月 22 日（水）
応募対象	市内に在住、勤務、通学している方
主な内容	①奥州市の現状 ②見直しの必要性 ③見直しの手順 ④見直し結果
資料閲覧場所	・本庁都市整備部都市計画課 ・各総合支所総務企画課 ・市ホームページ
意見の提出方法	・直接提出 ・郵送 ・FAX ・電子メール
市民向け資料	・閲覧用資料 ・閲覧資料の概要

表 5 住民説明会およびパブリックコメントの意見と意見への対応一覧

意見・質問等	回答	対応方針
今後の整備方針について		
① 今後の路線の整備についてはどのような方針となるのですか？	都市計画道路の整備には、工事費のほか用地買収の費用や建物の移転補償費用も必要となるため多額の事業費が必要となり、現在の財政状況では整備を進めることは難しい現状です。そのため、今回の見直しで存続となった区間(図面の緑の区間)や見直し対象とならなかった路線について、はっきりとした整備時期の目途は立っていません。今後は計画的に整備を進められるように整備プログラムを策定し、優先順位等を検討してまいります。また、廃止となった区間(図面の黒の区間)のうち現道が存在している路線では、今後は生活道路として整備を行っていきます。	(今後整備プログラムを作成し優先順位を検討します。また、廃止路線は生活道路として整備の検討をします。)
② 新しい道路の整備も必要だが、今ある生活道路の整備の方に力を入れて欲しい。	生活道路のような市道の整備については、担当する土木課で道路整備計画を策定中です。住民の皆さまから地区要望等をいただき、今後の整備について検討してまいります。	(今後整備プログラムを作成し優先順位を検討します。また、廃止路線は生活道路として整備の検討をします。)
③ 今後のスケジュールについて、都市計画変更の決定告示までに都市計画道路見直しの結果が変わったりすれば、また情報提供はあるのですか？ また、建築制限が外れるのは決定告示後の3月となるのですか？	今後の協議等の過程で、万が一変更がある場合には再度情報提供をさせていただきますが、このまま変わらなければ、都市計画法に従って手続きを進め、来年3月頃の決定告示となる予定です。建築制限の解除についても決定告示後となりますので、来年の3月の予定です。	今後のスケジュールや、都市計画道路の見直し結果が変わった場合は情報の提供を行います。
④ 廃止の決定がされる前に、計画がある区域に家を新築したい場合はどうなるのですか？	建物の階層や構造に制限がありますが、あらかじめ市長の許可を得れば建築は可能です。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。	-
⑤ 都市計画道路を廃止した場合、路線価は変わるのですか？	路線価が定められていない地域では、都市計画道路が廃止されることによる変更はありません。	-
⑥ STEP1～STEP3までに存続となった路線については、見直しは行わないのですか？ また、今回の見直しでは路線の廃止が中心となっていますが、新規道路の計画はあるのですか？	今回の見直しは岩手県のマニュアルに従って検討してきたもので、見直し(変更・廃止)は7路線のみとなります。しかし、今後も社会情勢の変化により、必要となる路線、不要となる路線が出てくるものと思われるので、見直しから外れた路線についても定期的に見直しは行っていきます。	今後も定期的に都市計画道路の見直しを行っていきます。
⑦ 見直しを行う7路線を廃止した場合の影響についてはどのような評価をしているのですか？	多くの路線について計画決定時には、将来の交通量を想定した伸び率は1.2～1.4で、どんどん交通量が増えていくというものでした。しかし、現在の想定では、0.8～0.9と交通量は現在より減っていく試算となっていて、今も混雑していない部分は、将来にわたっても渋滞の影響がないという解析結果が出ております。よって、新たな道路を整備しなくても、交通への影響がないと判断されます。	-
⑧ 具体的にどの部分が都市計画道路として計画されているのかを見たい場合は、どこに行けばいいのですか？	本庁の都市計画課でご覧になれます。	-
⑨ 廃止というのは今ある道路がなくなるということですか？	廃止とは、都市計画道路の計画を廃止するというもので、現在ある道路が通れなくなるということではありません。都市計画道路は、現道の上に被さっているように計画されていて、今ある道路を広げて、より高規格の道路を整備するというものでした。その計画を廃止して、今ある道路は今後も市道として管理し、不具合があれば整備していくこととなります。	-
個別路線について		
⑩ 斎ノ神玉貫線はもともと何年を整備目標に計画していたのですか？	斎ノ神玉貫線は昭和49年に計画決定され、20年先を目標にされてきました。しかし、どの路線をいつまでに整備をするというような計画はなく、整備をするにも多額の費用がかかるため、なかなか進まない状況です。	-
⑪ 道合宿線の現道には歩道がないため、子供たちの安全を考えると計画の廃止後も歩道は整備して欲しい。	歩道の設置やそのほか市道の整備については、担当する土木課で道路整備計画を策定中であります。地区要望等であげていただきながら、今後整備について検討してまいります。	(廃止路線の現道については、生活道路として整備の検討を行います。)
⑫ 道合宿線がこれまで整備されてこなかったのは、優先順位等の関係があるのですか？	国道343号が整備されたこともあり、都市計画道路としての整備の優先順位は低かったものと思われます。	-
⑬ 江刺区では現状で朝夕等には混み合う時間帯があります。川原崎下川原線の廃止には、ピーク時の渋滞への影響についても考慮が必要と思われます。	川原崎下川原線の廃止後、環状道路の機能は本町下川原線が担うこととなります。渋滞については、本町下川原線を利用することで緩和が可能となります。	-
その他の意見		
⑭ 都市計画道路の廃止と用途地域の見直しは一体的に進めることはできないのですか？ 用途地域の状況によって、高額な相続税や用水路の整備の遅れなどが生じているため、早期の見直しをお願いします。	-	(用途地域変更までのスケジュールを作成し、用途地域の早期の見直し計画を作成していきます)

・見直し路線の選定

1.6. 見直し路線の選定

前項の各意見の対応方針を踏まえて、見直し路線は以下の7路線とする。

表 7 見直し路線の選定結果

見直し路線	見直し方針	詳細
① 斎ノ神玉貫線	一部廃止	主要幹線道路に位置付けられている国道4号までの区間は存続とする
② 花園町前田線	全線廃止	—
③ 道合宿線	一部廃止	国道343号と重複する区間は存続とする
④ 落合松長根線	一部廃止	外周道路までの接続を考慮し、下惣田境畑線から整備済区間までは存続とする
⑤ 川原崎下川原線	一部廃止	廃止後、外周道路としての機能を代替する本町下川原線から県道8号までの区間は存続とする
⑥ 池向八日市線	全線廃止	—
⑦ 中央線	一部廃止	JRの線路を挟む東西の連絡を確保するために、県道237号までは存続とする

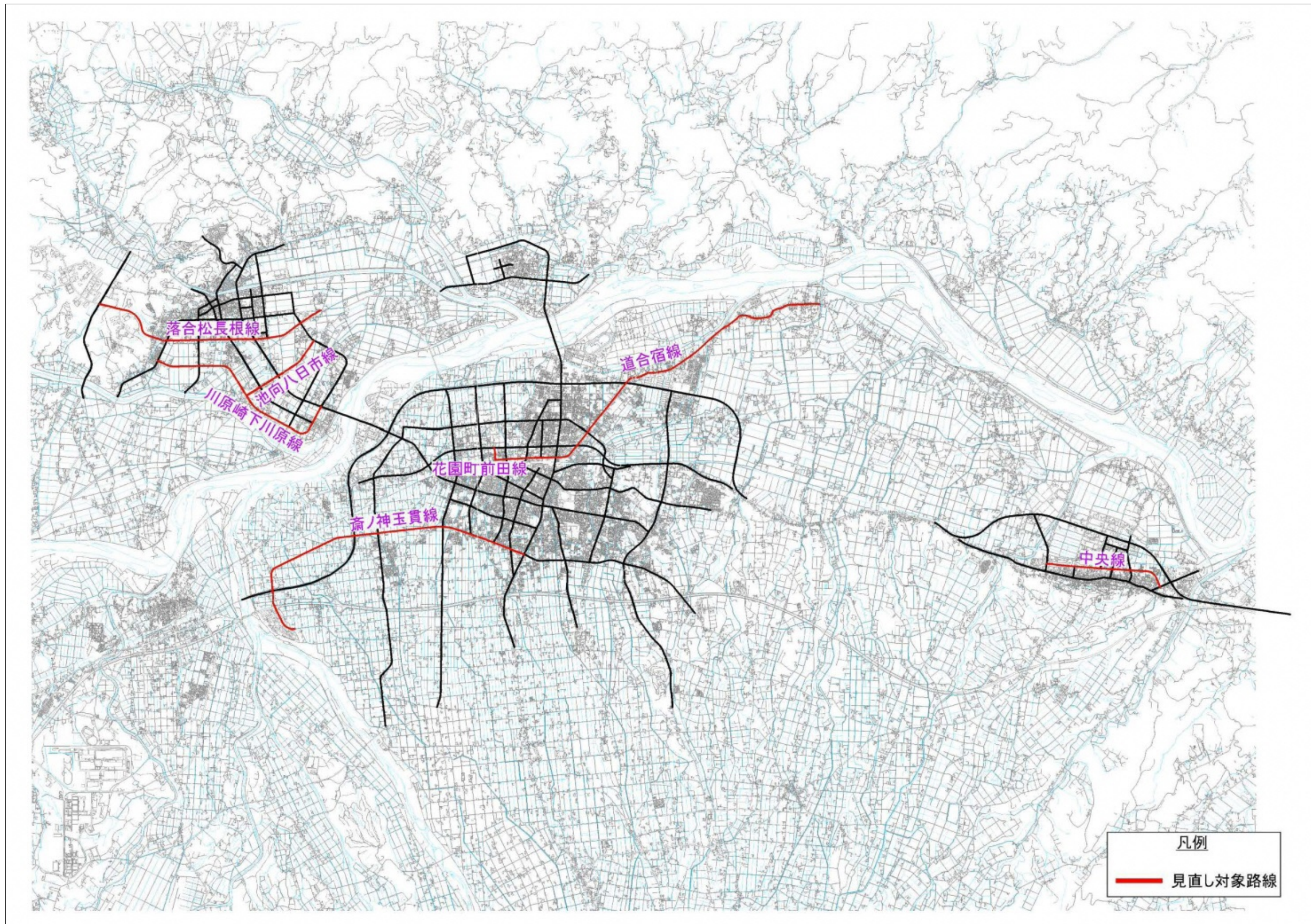


図 10 見直し路線の位置図